平成２５年（フ）第３４３号
大津市三大寺５番Ａ11―407号　田村弘美方、前住所北海道札幌市白石区東札幌２条５丁目６番20―202号
債務者　境　　綾子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３５７号
滋賀県甲賀市水口町山596番地67
債務者　下霜　勝司
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３６４号
滋賀県野洲市小篠原1111番地１　ロイヤルコーポヤス302号
債務者　縄田　　貢
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８５号
大津市本丸町６番８―207号
債務者　永井美穂子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３号
大津市唐崎１丁目２番19号　かぎやハイツ５号室
債務者　西川　知里
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７号
大津市際川２丁目21番27号
債務者　スナック　ジュンこと　谷口　松子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１８２号
広島市安芸区瀬野５丁目７番10―103号
債務者　大年　　恵（旧姓天津）
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９号
広島市安佐北区真亀４丁目４番47―206号
債務者　下根　典子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５８号
広島市南区段原１丁目２番13号
債務者　重松　春子
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３７９号
愛媛県松山市生石町278番地１　セジュールいくしＣ―101号
債務者　今井　秀雄
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３８２号
愛媛県松山市生石町278番地１　セジュールいくしＣ―101号
債務者　今井　順也
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２号
福岡県田川郡糸田町3757番地
債務者　中島　正弘
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　福岡地方裁判所田川支部

平成２５年（フ）第１６号
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦446番地１上町団地Ｂ棟202号
債務者　小嶋　寛二
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　長崎地方裁判所壱岐支部

平成２５年（フ）第１７号
長崎県壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦446番地１上町団地Ｂ棟202号
債務者　小嶋波津美
1　決定年月日時　平成26年２月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　長崎地方裁判所壱岐支部

平成２５年（フ）第４５号
大分県杵築市大字片野290番地２　ウエストコートⅢＢ２―12
債務者　尾関　優子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２５年（フ）第１０１号
宮崎県小林市水流迫1097番地８
債務者　末吉　悦子
1　決定年月日時　平成26年２月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　宮崎地方裁判所都城支部

平成２６年（フ）第２号
鹿児島県奄美市名瀬古田町７番37号　川畑ビル302号
債務者　原田さおり
1　決定年月日時　平成26年２月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部